



弁護士 京介

「家庭の法学」

10

こんにちは。弁護士の矢野京介です。

限りの措置を講じ、それでも居場所が分からない場合には、「公示送達」という方法により、所在不明のまま離婚裁判を提起することができます。

費を一切入れてくれな
い(悪意の遺棄)など
が考えられます。
但し、裁判所も慎重に
なりますので、「公示送
達」も「離婚」も簡単に
は認められません。こう
した問題でお困りの方
は、弁護士にしっかりと
相談されることをお勧め
します。

今回は、行方不明の夫 住所地がわかれば、離婚調停を申し立てることでお話しします。行方不明ができません。しかし、突如家を出行方不明になれば、離婚ができることにはどうしたらよいのでしたようなケースです。

でしょうか？

行方不明の夫(妻)との離婚

まず、相手方の住民票の移動がな
いかを確認します。

と、住民票は元の自宅に配偶者が行方不明である場合に考えられる離婚事由としては、

「世帯全員の住民票」を取寄せ、住民票がすでに元の自宅から移っている場合には、「戸籍の附票」を取ります。戸籍附票には住民登録の移動経過が記載されていますので、

① 3年間以上生死不明
② 他の女性(男性)と一
緒に去ってしまった
(不貞行為)

現在の夫または妻の住所

話を会社に契約内容の変更がないか確認する、警察に搜索願を出すなど、居場所を突き止めるできる

③ 行方不明となり、生活

弁護士 矢野 京介

葛西臨海ドリーム法律事務所

〒134-0088

東京都江戸川区西葛西 6-13-14

丸清ビル3階

☎03-6808-4161

ホームページ <http://dreamlaw.jp>